

エラーコード解説

本解説は、問い合わせの多い返戻内容を掲載しています。解説をご一読いただき、“対応”に従って処理をお願いします。

目 次

- 1 内容「サービス事業所番号：無効もしくは事業所基本台帳に未登録」（備考 ADD0）・・・ [P 1](#)
- 2 内容「無効もしくはサービス台帳に未登録」（備考 ADD1）・・・・・・・・・・ [P 2](#)
- 3 内容「様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要」（備考 ANN9）・・・・・・・・ [P 3](#)
- 4 内容「様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済」（備考 ANNJ）・・・・・・・・ [P 4](#)
- 5 内容「給付計画単位数日数：査定後の請求額計算不可」（備考 ASSB）・・・・・・・・ [P 6](#)

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者 介護費等	事由	内 容	備 考
990000	0000000001	給	R5. 1	11		5, 675	A	サービス事業所番号：無効もしくは事業所基本台帳に未登録	ADD0
△△市	カコ 知								

内容「サービス事業所番号：無効もしくは事業所基本台帳に未登録」 備考「ADD0」

↳ エラー箇所

原因： 給付管理票作成時にサービス事業所の番号を誤って記入（入力）した場合、又は、サービス事業所の番号が変更になっているのに、前の番号を記入（入力）した等の場合にエラーになります。

対応：「サービス事業所番号」の記入（入力）に誤りがないか、番号が変更になっていないか等を確認し、誤りがあれば修正して再提出します。

誤りが無い場合は、「県・下関市・各市町」（以下「指定権者」という）が国保連合会へ事業所を登録する際の誤りや登録漏れ、又は事業所が指定権者への申請の際にサービス種類の記載誤り等の可能性がありますので、該当の指定権者へ照会してください。

ポイント！ 事業所基本台帳とは？

指定権者は国保連合会に以下のような事業所の情報を登録しています。

事業所基本台帳・・事業所番号、指定／基準該当等区分コード等を登録

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000	0000000001	給	R5. 1	21		5, 675	A	対象年月：無効もしくはサービス台帳に未登録	ADD 1
△△市	カコ 知								
990000	0000000001	給	R5. 1	21		5, 675	A	サービス事業所番号：無効もしくはサービス台帳に未登録	ADD 1
△△市	カコ 知								
990000	0000000001	給	R5. 1	21		5, 675	A	サービス種類：無効もしくはサービス台帳に未登録	ADD 1
△△市	カコ 知								

内容「対象年月、サービス事業所番号、サービス種類：無効もしくはサービス台帳に未登録」 備考「ADD 1」

↳ エラー箇所

原因：事業所番号は国保連合会に登録されていますが、事業所で取り扱っているサービス（訪問介護等）が本会に登録されていない場合にエラーとなります。

対応：「サービス種類」、「事業所番号」及び「給付費明細欄」の記入（入力）に誤りがないか等を確認し、誤りがあれば修正して再提出します。

誤りが無い場合は、「県・下関市・各市町」（以下「指定権者」という）が国保連合会へ事業所を登録する際の誤りや登録漏れ、又は事業所が指定権者への申請の際にサービス種類の記載誤り等の可能性がありますので、指定権者へ照会してください。

ポイント！ サービス台帳とは？

指定権者は国保連合会に以下のような事業所の情報を登録しています。

サービス台帳・・・事業所のサービス種類ごとの届出情報等を登録

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000	0000000001	給	R5. 1	11		1,000	B	様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要	ANN 9
△△市	カゴ 知ウ								
990000	0000000001	給	R5. 1	15		2,450	B	様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要	ANN 9
△△市	カゴ 知ウ								
990000	0000000001	給	R5. 1			3,450	B	様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要	ANN 9
△△市	カゴ 知ウ								

1つの給付管理票につきサービス種類ごとのエラーと合計欄のエラーがセットで出力されます。

内容「様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要」 備考「ANN 9」

原因：作成区分「2. 修正」で提出したが、修正の対象となる給付管理票が国保連合会に登録されていない場合にエラーとなります。
給付管理票の提出漏れや、提出したが返戻されている、又は単純な記載誤りが考えられます。

対応：返戻された給付管理票の保険者番号、被保険者番号及びサービス年月に誤りが無い場合は、「2. 修正」ではなく「1. 新規」分として再提出します。

ポイント！

給付管理票[新規][修正][取消]について
[本解説の5ページ](#)をご参照ください。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000	0000000001	給	R5. 1	11		1,350	B	様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済	ANNJ
△△市	カゴ 知								
990000	0000000001	給	R5. 1	17		1,450	B	様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済	ANNJ
△△市	カゴ 知								
990000	0000000001	給	R5. 1			2,800	B	様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済	ANNJ
△△市	カゴ 知								

1つの給付管理票につきサービス種類ごとのエラー
と合計欄のエラーがセットで出力されます。

内容「様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済」 備考「ANNJ」

原因：前月以前に同一被保険者・同一サービス提供年月の給付管理票が既に国保連合会に登録されていますが、当月も作成区分「1. 新規」で給付管理票を提出されたため、このエラーとなります。

主な原因として以下のことが考えられます。

- ① 誤って再提出した場合。
- ② 給付管理票を「修正」で提出しなければならないのに、「新規」分として提出した場合。
- ③ 他の利用者の保険者番号や被保険者番号を誤って記載した場合。

ポイント！

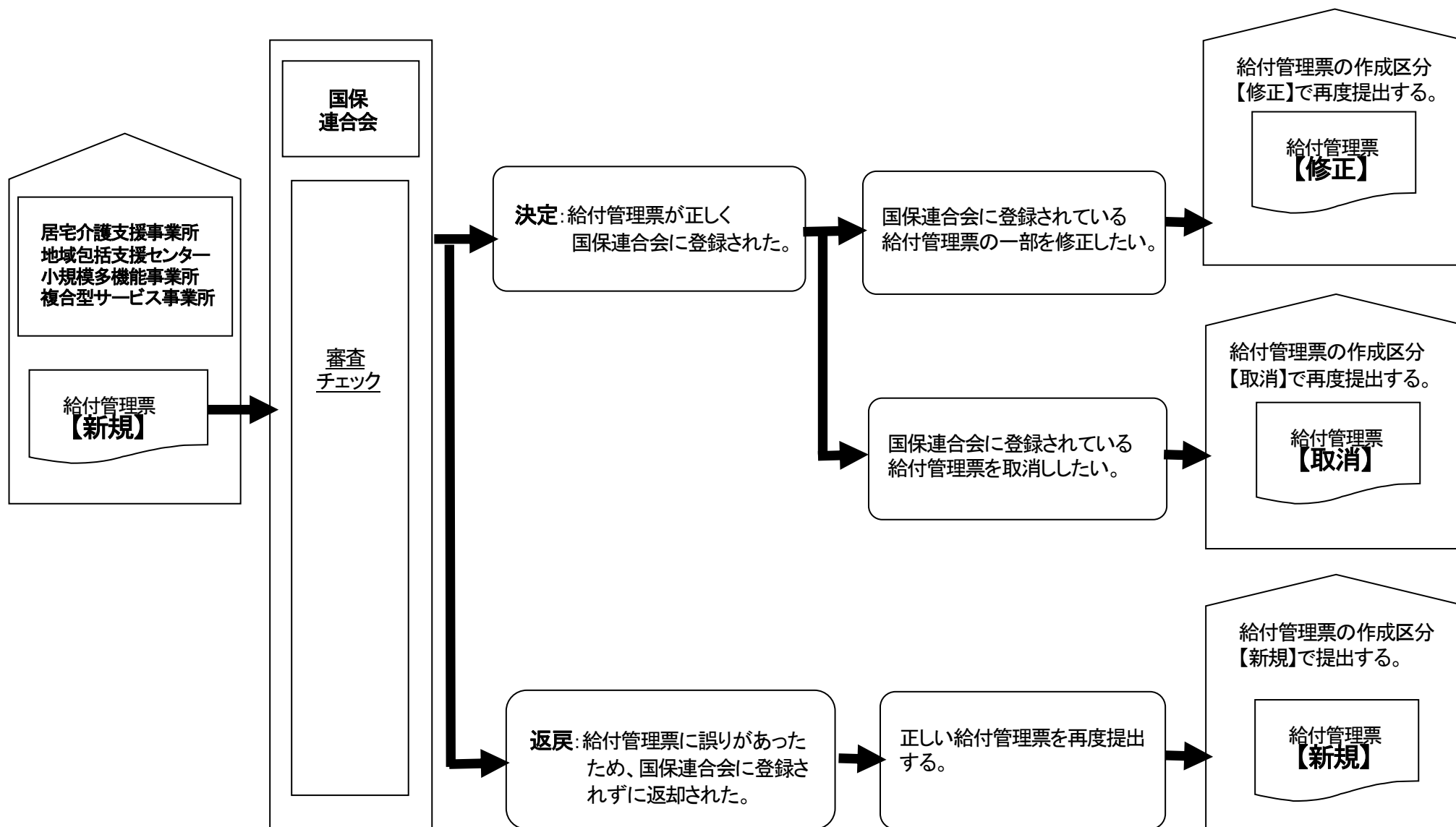
給付管理票[新規][修正][取消]について
[本解説の5ページ](#)をご参照ください。

- 対応：
- ① 既に正しい給付管理票が登録されていると思われます。この場合は再提出の必要はありません。
 - ② 「修正」の給付管理票を作成して提出します。
 - ③ 返戻となった給付管理票が誤って被保険者番号等を記載したものであれば、正しい被保険者番号等を記載した給付管理票を「新規」分として次回再提出します。反対に正しい給付管理票が返戻となり誤った給付管理票が登録された場合は、誤って登録された被保険者番号を記載した給付管理票を「取消」分として次回再提出します。

取消されたことを確認後、正しい被保険者番号等を記載した給付管理票を「新規」分として再提出してください。

○ 給付管理票の「新規」「修正」「取消」について

給付管理票の作成区分には「新規」、「修正」、「取消」の3つの区分があります。それぞれの区分の取扱いは以下のとおりです。



請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

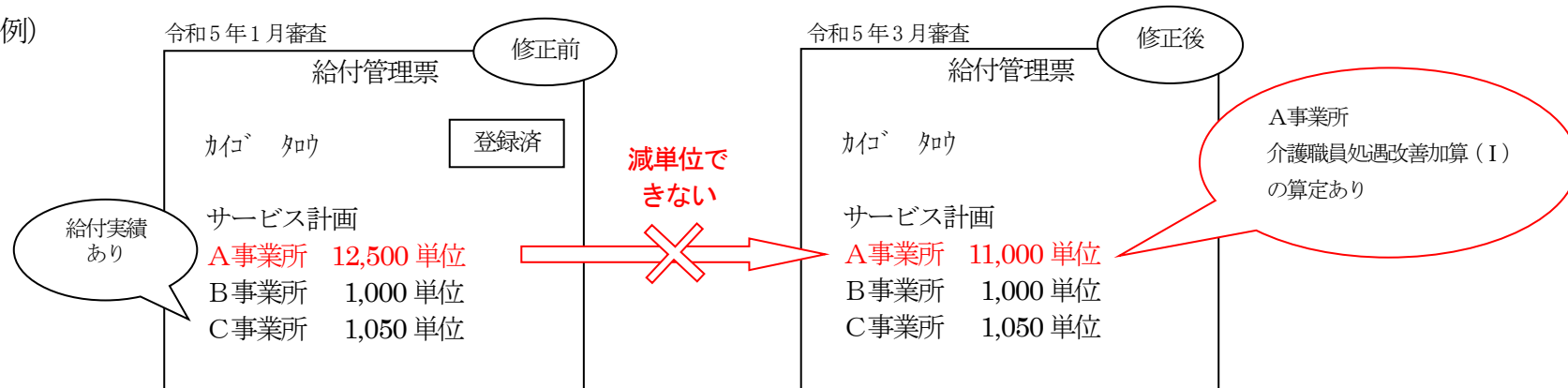
保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ タロウ	給	R4. 12	15		11,000	B	給付計画単位数日数：査定後の請求額計算不可	ASSB

エラーとなったサービス事業所の「サービス種類」・
「単位数」を表示します。

内容「給付計画単位数日数：査定後の請求額計算不可」 備考「ASSB」

原因：既に国保連合会に登録されている給付管理票に修正が必要となり、作成区分「2. 修正」で給付管理票を提出したが、A事業所の請求明細書に本体報酬から算出（％で計算）する加算（特別地域加算、処遇改善加算等）が含まれている場合、減単位後の計算がシステム上できないため、エラーとなります。

(例)



対応：A事業所の請求明細書を先に過誤していただき、「介護給付費過誤決定通知書」で過誤処理が完了したことをご確認の上、A事業所の請求明細書と作成区分「2. 修正」の給付管理票を同月に再提出してください。